



令和 8 年度

(令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月)

入園案内

(幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育)



入園申込み受付期間

令和 7 年 1 0 月 7 日(火)～令和 7 年 1 0 月 2 4 日(金)

※産休や育児休業終了により、年度途中から入園を希望される場合も、
この期間に申込みを行ってください。

《お問い合わせ先》

日野町役場 子ども支援課 子ども支援担当
日野町河原一丁目 1 番地
電話 0748-52-6583

目次

1	制度・施設の利用について	1
2	幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育(小規模保育施設)一覧	2
3	入園までの流れ	3
★ 4	申込み方法	4～5
5	幼稚園・認定こども園(短時間部)	6～7
★ 6	預かり保育	8
7	保育所・認定こども園(長時間部)・地域型保育(小規模保育施設)	9～10
	・保育時間について	11
	・保育時間について保育の必要性の認定基準	12
	・入園申込みに必要な書類	13
★	・利用調整について	14～15
8	利用者負担額等について	16～17
	・利用者負担額(保育料)の減免について	18
	・「日野町利用者負担額基準表(保育の利用)」について	19
	・給食費について(3～5歳児のみ)	20
	・利用者負担額(保育料・給食費)の納付について	21
9	各園徴収金について	22
10	施設マップ	23

★は、昨年度との変更点がございます。必ずご確認ください。

令和8年4月1日の満年齢で、クラス年齢が決まります。

年齢	生年月日
0歳児	令和7年4月2日以降
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日



重要！

就学前の子どもたちには、多くの実体験や多くの人との関わりの中で豊かな人間関係を築き、互いに育ち合えるような環境が必要です。同年齢、異年齢の友達、自分とは違った考えや思いをもった友達、また保育士や身近な大人達と関わることで信頼関係を築き、自分の思いを伝えたり、相手の気持ちを理解する経験はとても大切です。そうした経験の積み重ねが子どもたちの心を育み“生きる力”につながります。こうしたことから、町では「日野町幼児教育保育施設再編整備計画(※)」に基づき、子どもたちが集団の中で互いに育ち合える環境整備を進めてまいります。

(※)日野町幼児教育保育施設再編整備計画の詳細については概要版(別添)や日野町ホームページにてご確認ください。

1. 制度・施設の利用について

◆支給認定

支給認定とは、幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育（以下、「特定教育・保育施設」という。）を利用する場合に、教育・保育の必要性を認定するものです。特定教育・保育施設を利用するためには、以下の支給認定を受ける必要があります。1号認定の期間は、就学前の最長3年の期間となりますので、毎年の申込書の提出は不要です。ただし、2・3号認定は、毎年申込書の提出が必要です。支給認定証は、施設の入所を決定するものではありません。変更手続き等で確認を行うことがありますので、支給認定証は大切に保管してください。

支給認定区分	対象となる子ども	利用施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園（短時間部）
2号認定	満3歳以上で「保育所の入園基準」に該当する家庭で、保育を必要とされる場合	保育所 認定こども園（長時間部）
3号認定	満3歳未満で「保育所の入園基準」に該当する家庭で、保育を必要とされる場合	保育所 認定こども園（長時間部） 地域型保育（小規模保育施設）

◆利用できる教育・保育の場

幼稚園	幼稚園とは、3歳から小学校就学までの3年間で幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を育成するための教育施設です。
	【支給認定区分】 1号認定 【基本保育時間】 教育標準時間
幼稚園（預かり保育）	【支給認定区分】 2号認定
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせもち、地域の子育て支援を行う施設です。 短時間部（幼稚園的機能） 【支給認定区分】 1号認定 【基本保育時間】 教育標準時間 長時間部（保育園的機能） 【支給認定区分】 2号認定、3号認定 【基本保育時間】 保育短時間・保育標準時間
保育所	保育所とは、保護者が就労しているなどの何らかの理由によって保育を必要とする乳幼児を預り、保育することを目的とする児童福祉施設です。 【支給認定区分】 2号認定、3号認定 【基本保育時間】 保育短時間・保育標準時間
地域型保育（小規模保育施設）	少人数（定員6人から19人）かつ、0歳児から2歳児の子どもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育する施設です。 【支給認定区分】 3号認定 【基本保育時間】 保育短時間・保育標準時間

2. 幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育(小規模保育施設)一覧



園紹介についてはこちら

幼稚園

	園名	利用 定員	所在地	電話番号	年齢	保育時間	預かり保育
公立	日野幼稚園	180	大窪331番地	0748-52-0075	3歳児～ 5歳児	8時30分～ 14時00分 ※ P7参照	あり
	西大路幼稚園	90	西大路47番地1	0748-52-2559			なし
	南比都佐幼稚園	90	深山口431番地	0748-53-0676			なし
	必佐幼稚園	180	内池606番地	0748-52-0314			あり

・1クラスの人数が5人以下になった場合は、教育環境上、合同保育や複式学級等を行います。

・子どもたちが育ちあう環境の場として適正な集団規模を確保するため、各園の全園児が10人未満になった場合は、他園への案内や調整をいたします。

認定こども園

	園名	利用 定員	所在地	電話番号	年齢	保育時間
公立	桜谷こども園 (第1園舎)	120	北脇988番地	0748-53-0010	【短時間部】 3歳児～5歳児	【短時間部】 8時30分～14時00分 ※P7参照
	桜谷こども園 (第2園舎)			0748-53-0390	【長時間部】 満6か月～5歳児	【長時間部】 7時30分～18時30分

保育所

	園名	利用 定員	所在地	電話番号	年齢	保育時間
公立	あおぞら園	75	村井三丁目14番地	0748-52-0400	満6か月～5歳児	7時30分～18時30分
	こばと園	90	三十坪1315番地1	0748-52-3584	満6か月～5歳児	7時30分～19時00分
私立	わらべ保育園	90	いせの218番地	0748-52-5555	生後9週～5歳児	7時00分～19時00分
	第二わらべ保育園	80	大窪940番地	0748-36-3559	生後9週～5歳児	●土曜日のみ 7時00分～18時30分

・保育時間は園によって異なりますので、注意してください。

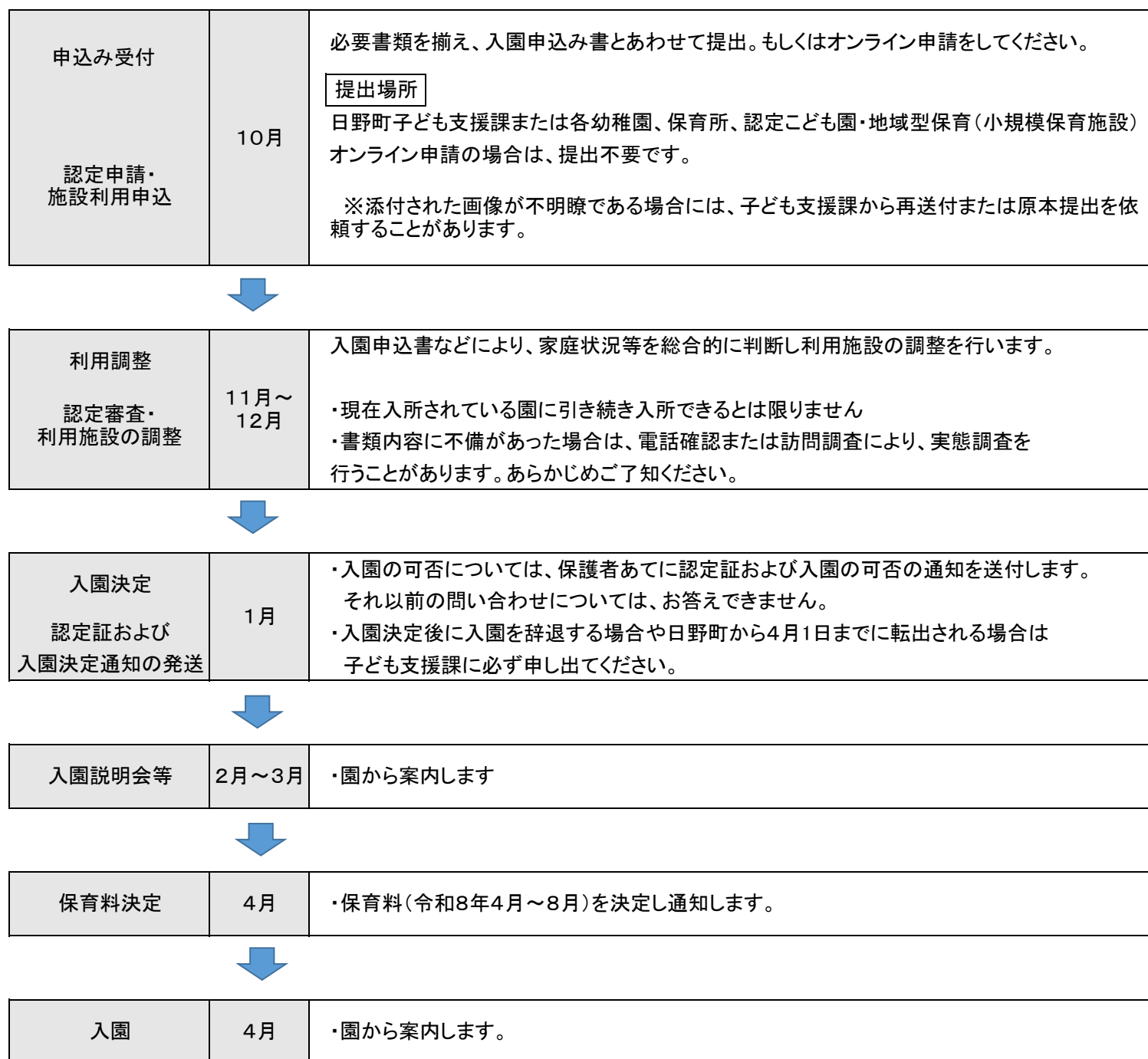
また、保育園新規入園児は子どもの生活が大きく変化するため、入園当初は短い時間での保育を実施し、環境に慣れていただく時間を設けています。

・土曜日と夏季保育期間中は他園合同での保育になることがあります。

地域型保育(小規模保育施設)

	園名	利用 定員	所在地	電話番号	年齢	保育時間
私立	みらいしやくなげ保育園	19	鎌掛2362番地	0748-34-2338	満6か月～2歳児	7時30分～18時30分

3. 入園の流れ



★4. 申込み方法

1. 紙面での提出について

- オンラインサービスからの申請に不安のある場合にご利用ください。
- 子ども1人につき1枚の申請書が必要です
- 申請書は子ども支援課、各幼稚園、保育所、こども園、地域型保育で提出が可能です

2. 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」内の「ぴったりサービス」から申請

- 1世帯1回で申請が可能です

申込みの前に

●使用する端末

スマートフォン、パソコンどちらでも申込みが可能ですが必要書類を撮影し添付する必要があるため、カメラ機能付きの端末から申込みをすることをお勧めします。

●準備する物

- ☐ 申請者のマイナンバーカード
- ☐ 世帯員の個人番号(マイナンバー)がわかるもの ※1
- ☐ 保護者両名の保育が必要なことを証明する書類(幼稚園、こども園(短時間部)を希望される方は不要です)
- ☐ 保育の利用に伴う確認書および誓約書 (幼稚園、こども園(短時間部)を希望される方は不要です)

※1 下記のいずれかが必要です

- 1 個人番号(マイナンバー)カード
- 2 通知カード
- 3 個人番号付きの住民票または住民票記載事項証明書



申込み方法

マイナポータル内の「ぴったりサービス」へアクセスし 申請をお願いします。

詳細は、「電子申請操作手順書」を確認ください。

【マイナポータルサイト】

注意点

申込み書の控えが必要な方は、申込みの最後にダウンロード画面がでますので必ずダウンロードしてください。

(後からはダウンロードはできませんのでご注意ください)

申込み後

- ・添付された画像が不明瞭である場合には、子ども支援課から再送付または原本提出を依頼することがあります。
- ・保育の必要な状況等に変更があった場合、速やかに子ども支援課までご連絡ください。ただし、審査に反映できるのは申込期間内に提出があった資料に限ります。

・毎年度、保育所・認定こども園(長時間部)・地域型保育(小規模保育施設)・幼稚園預かり保育の方は、入園申込みが必要です。

現在入園中の方も、必ず申し込みをしてください。また、必ずしも継続して同園に通えるとは限りません。

- ・なお、同一の幼稚園に継続して入園される場合は、申込みは不要です。
- ・産休や育児休業終了により年度途中から入園を希望される場合も、この期間に申込みをしてください。
- ・期間外に申込みをされた場合は、期間中に申込みされた方の入園調整後に入園の調整をいたします。

申込みに必要な書類

●幼稚園・認定こども園(短時間部)申込みに必要な書類

- ・入園申込み書(兼 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書)
- ・通学区域外の幼稚園を希望される場合は、柔軟化事業利用申請書

●預かり保育申込みに必要な書類(対象者のみ)

- ・子育てのための施設利用給付認定・変更申請書
- ・保育が必要なことを証明する書類
- ・保育の利用に伴う確認書および誓約書

●保育所・認定こども園(長時間部)・地域型保育(小規模保育施設)申込みに必要な書類

- ・入園申込み書(兼 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書)
- ・保育が必要なことを証明する書類
- ・保育の利用に伴う確認書および誓約書

幼稚園

認定こども園

(短時間部)



5. 幼稚園・こども園(短時間部)

○ 対象児

令和2年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた3歳児から5歳児までの子ども

○ 保育時間

- 教育標準時間とは・・・ 1日4時間を標準とした教育時間です。
日野町の場合は8時30分から14時00分までを保育時間としています。
- 降園時刻(表のとおり)・・・ 各園の状況により変更する場合があります。
- 休みの日・・・ 土曜日・日曜日・国民の祝日
夏休み・冬休み・春休み(期間は小学校に準ずる)

対象児	月	登園時間	降園時刻	曜日					給食
				月	火	水	木	金	
3歳児	4月	8時30分 ～ 9時00分	11時00分	○	○	○	○	○	×
	5月		11時00分	○		○	○		×
			14時00分		○			○	○
	6月～7月		11時00分			○			×
			14時00分	○	○		○	○	○
	9月		14時00分	○	○	○	○	○	○

対象児	月	登園時間	降園時刻	時期	給食
4.5歳児	4月～	8時30分 ～ 9時00分	14時00分	入園式の翌日から	○ ※1

※1 学校給食の状況によって変更される場合があります

通園区域柔軟化対応モデル事業について

町では「通園区域外柔軟化対応モデル事業」を実施しており、通園区域外への施設へ入園希望していただけます。詳しくは子ども支援課または各幼稚園へお問い合わせください。

6. 預かり保育

実施園	日野幼稚園	必佐幼稚園
対象児	日野幼稚園に在園する園児	必佐幼稚園に在園する園児
	次のいずれかに該当する子ども ・保育の必要性の認定基準(12ページ参照) ・その他、教育委員会が特に必要と認めた場合	
定員(★)	35名	
預かり時間(★)	7時30分～通常の保育時間 通常の保育時間終了～18時00分 長期休業中は7時30分～18時00分	
預かり保育が 休みの日	土・日・国民の祝日 山の日(8月11日)から1週間程度 12月29日から1月3日まで	日・国民の祝日 12月29日から1月3日まで
	その他園長が特に必要と認め、教育委員会の承認を得た日	
保育料	0円 ※教材費およびおやつ代は別途徴収	
昼食	学校給食のない期間は保育園給食	学校給食のない期間は保育園給食 土曜日は弁当持参

- 必佐幼稚園の預かり保育では、土曜日と長期休業中で利用者が少ない場合は公立保育所・認定こども園と合同での保育を行います。
- 長期休業中のみ預かり保育を利用する場合は、定数の状況より追加で申込みを受付けます。
ただし、通年の預かり保育申込み状況により、追加受付が出来ないことがあります。

(★) は、昨年度との変更点になります。



保育所

認定こども園

(長時間部)

地域型保育

(小規模保育施設)



7. 保育所・認定こども園(長時間部)・地域型保育(小規模保育施設)

○ 保育所・認定こども園(長時間部)の対象児

「保育の必要性の認定基準(12ページ)」に該当する家庭で、保育を必要とする0歳児から5歳児の子ども

○ 地域型保育(小規模保育施設)の対象児

「保育の必要性の認定基準(12ページ)」に該当する家庭で、保育を必要とする0歳児から2歳児の子ども

○ 休みの日

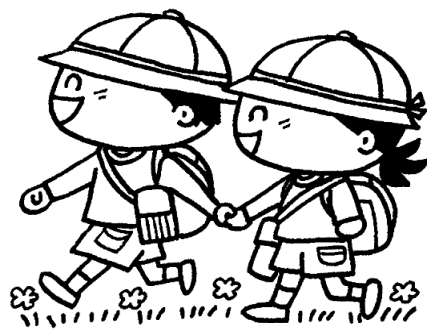
- 日曜日・国民の祝日
- 12月29日～1月3日

○ 保育開始月について

保育の開始月は、保育を必要とする事由が発生する月の初日からとなります。

なお、育児休業の終了における新規申込みは、復職(予定)日の前月から申請が可能です
が年度をまたいでの申請はできませんのでご注意ください。

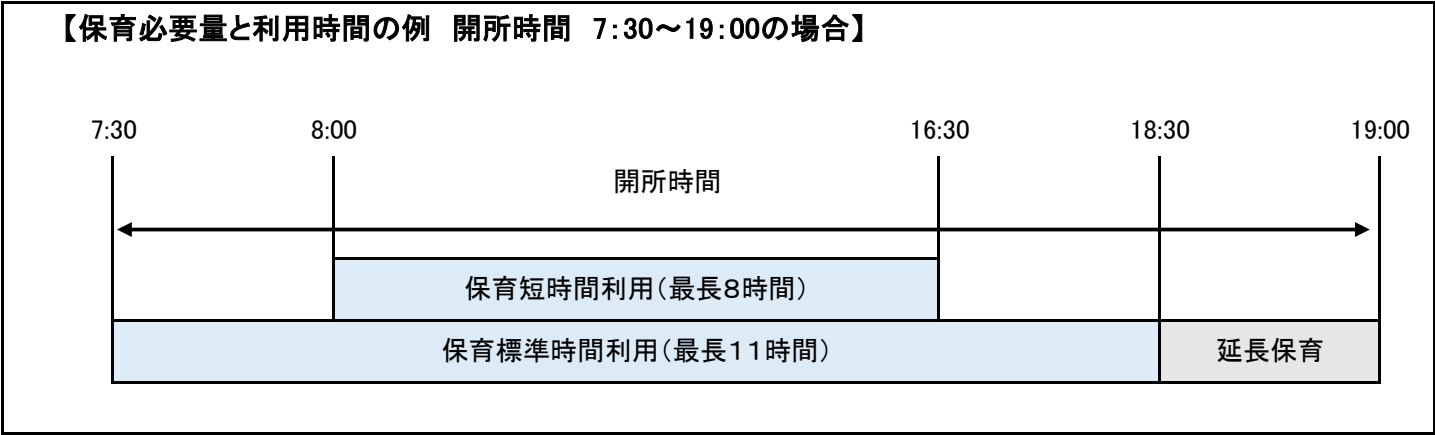
例	4月復帰→	3月入所	不可能	4月復帰→	4月入所	可能
	7月復帰→	6月入所	可能			



◆保育時間について

- 保育利用時間については、施設によって異なります。(2ページを参照)
就労時間などの保育の必要量に応じて、「保育短時間」又は「保育標準時間」の利用区分に認定されます。

通常保育時間(保育短時間認定)	...	パートタイム就労を想定した利用時間 1日最大8時間の保育時間(8時00分から16時30分の間)
長時間保育時間(保育標準時間認定)	...	フルタイム就労を想定した利用時間 1日最大11時間の保育時間
延長保育時間	...	長時間保育時間を超えて保育する時間



【保育を必要とする事由別の「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」の対象者】

保育を必要とする事由	保育必要量	
	保育標準時間	保育短時間
1. 就労	通常保育時間を超える場合 (8:00~16:30)	通常保育を超えない場合 (8:00~16:30)
2. 妊娠・出産	○	○
3. 疾病・障がい	○	○
4. 介護等	○	○
5. 災害復旧	○	○
6. 求職活動等	×	○
7. 就学	通常保育時間を超える場合 (8:00~16:30)	通常保育時間を超えない場合 (8:00~16:30)
8. 虐待やDVのおそれ	○	○
9. 育児休業	×	○

◆保育の必要性の認定基準

保護者が、次のいずれかに該当する場合で、かつ同居する親族等が子どもを保育することができないと認められた場合に限ります

保育の必要な事由		基準	入園期間 (目安)
1	就労	○月64時間以上仕事をするを、状態としていること ※通常保育時間認定 月64時間以上月120時間未満の就労 ※長時間保育時間認定 月120時間以上の就労	就労時間
2	妊娠・出産	○妊娠中であるか、または産後まもないこと (産前8週間、産後3か月) ※出産された日から起算して3か月を経過した日の属する月末まで	出産前後の期間
3	疾病・障がい	○保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること	医師の診断書 各種手帳等の期間
4	介護等	○同居の親族を常時介護または看護していること	証明書等の 有効期限まで
5	災害復旧	○震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	復旧期間
6	求職活動等	○求職活動や起業の準備を継続的に行っていること(入園から3か月以内)	入園後3か月まで
7	就学	○就学していること ※ 通常保育時間 月64時間以上月120時間未満の就学 ※ 長時間保育時間認定 月120時間以上の就学	在学期間
8	虐待やDVのおそれ	○児童虐待のおそれがある、または配偶者からの暴力により保育が困難と認められること	必要とみられる期間
9	育児休業	○育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	育児休業の期間

※上記で掲げるもののほか、上記に類するものとして町長が認める事由であること

◆入園申込みに必要な書類

≪添付書類≫ 保育の必要な事由により添付書類が異なります

就 労	会社員・公務員		●就労(予定)証明書 ※ 証明日のないものは無効です。 ※ 令和7年9月1日以降に発行されたものに限ります。 ※ 2か所以上で就労している場合は就労時間等を合わせて審査します。 ※親族が経営者である場合、健康保険証(本人加入で市町村国保外であること)、源泉徴収票等を添付してください。	
	自営業	中心者	●就労(予定)証明書 ●事業主である証明の写し ※事業所得のある直近の確定申告書・営業証明・開業届 など	
		協力者	●事業主の確定申告書の写し等 ※専従者と記載されている確定申告書、源泉徴収票、給与明細2か月分など ※親族が事業者(証明者)の場合、原則、専従者として申告された事業主の「確定申告書の写し」の添付が必要です。 ※上記の書類が用意できない場合は子ども支援課までお問い合わせください。	
			内職	●就労証明書および家内労働手帳等写し(無い場合は、納品書や給与明細の写し)
妊娠出産			●母子手帳の写し(父母名・出産予定日がわかるページ)	
疾病・障がい			●医師の診断書写しまたは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・その他各種認定証の写し	
介護等			●医師の診断書写しまたは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護認定証の写し	
災害復旧			●罹災証明書	
求職活動等			●求職活動報告書	
就学			●在学証明書または、学生証の写し(在学期間がわかるもの)	

※ 保育の必要な状況等に変更があった場合、速やかに子ども支援課までにご連絡ください。ただし、審査に反映できるのは入園申込受付期間内に提出があった資料に限ります。

※ 虚偽の内容または事実と創意がある申込みをされた場合は、入園申込みが無効となることがあります。

★利用調整について

【基準項目】

保育要件							
1	就労	家庭外就労	外勤	月20日以上		1日8時間以上(月160時間以上)	
						1日7時間以上(月140時間以上)	
						1日6時間以上(月120時間以上)	
						1日4時間以上(月80時間以上)	
				月16日以上		1日8時間以上(月128時間以上)	
						1日6時間以上(月96時間以上)	
						1日4時間以上(月64時間以上)	
				その他		上記以外で64時間以上	
		家庭内就労	自営業	中心者・専従者	月20日以上		1日8時間以上(月160時間以上)
							1日7時間以上(月140時間以上)
							1日6時間以上(月120時間以上)
							1日4時間以上(月80時間以上)
				月16日以上		1日8時間以上(月128時間以上)	
						1日6時間以上(月96時間以上)	
						1日4時間以上(月64時間以上)	
				その他		上記以外で64時間以上	
			内職		月20日以上		1日8時間以上
							1日6時間以上
							1日4時間以上

2	妊娠・出産	産前8週間・産後3か月				
3	疾病・心身障害等	疾病	入院中・自宅療養で常時臥床(寝たきり)			
			精神性疾病による居宅内療養			
			上記以外で育児が困難な状態			
		心身障害等	身障手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級			
			身障手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級			
			身障手帳4級			
4	看護介護等	入院付添	入院している者に常時付添っている場合			
		自宅内看護	寝たきりまたは療養中の者を自宅内で看護している場合			
		心身障害者等の介護	身障手帳1・2級			
			身障手帳3・4級			
			介護認定要介護			
		5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧のため保育が必要な場合		
6	求職活動	求職活動中(起業準備も含む。)、就労先未定の者 ※公的機関の証明ありの場合加算				
7	就学	1の居宅外労働の基準に準じ、就学日数等により決定				
8	育児休業中	※ただし、年度内に復帰の場合は、就労の基準に準じる				

【補正項目】

加算事項	世帯の事情	母子家庭・父子家庭	
		生活保護被保護世帯	
		その他	障害児保育の必要がある世帯
			兄弟姉妹は入園中
			緊急性が高いと認められる場合、家庭支援が必要と認められる場合
減点事項	内容	保護者が保育園等へ保育士もしくは調理師として就労する	
		利用者負担額を滞納している	
		同居の祖父母(65歳未満)が未就労の場合	
		祖父母が町内居住で未就労の場合	

優先順位が高い

① 特別な支援を要する家庭(※1)、ひとり親世帯(※2)である場合
② 入所希望月の早い児童を優先する
③ 父母の基本点数のうち低い方を比較し、基本点数の高い児童を優先する。
④ 産休・育児休業期間が終わり、職場復帰する保護者の児童を優先する
⑤ 第1希望の施設である場合に優先する
⑥ 前年度入園していた継続児
⑦ 兄弟姉妹が同時に入園する場合
⑧ 町内に実家等がない場合

※1 特別な支援を要する家庭とは、児童虐待防止の観点から、保育の実施が特に必要であると考えられる児童のいる家庭のことをいう

※2 ひとり親の家庭とは、母子家庭、父子家庭、両親のいずれかが行方不明・拘禁・離婚調停・裁判中である場合をいう

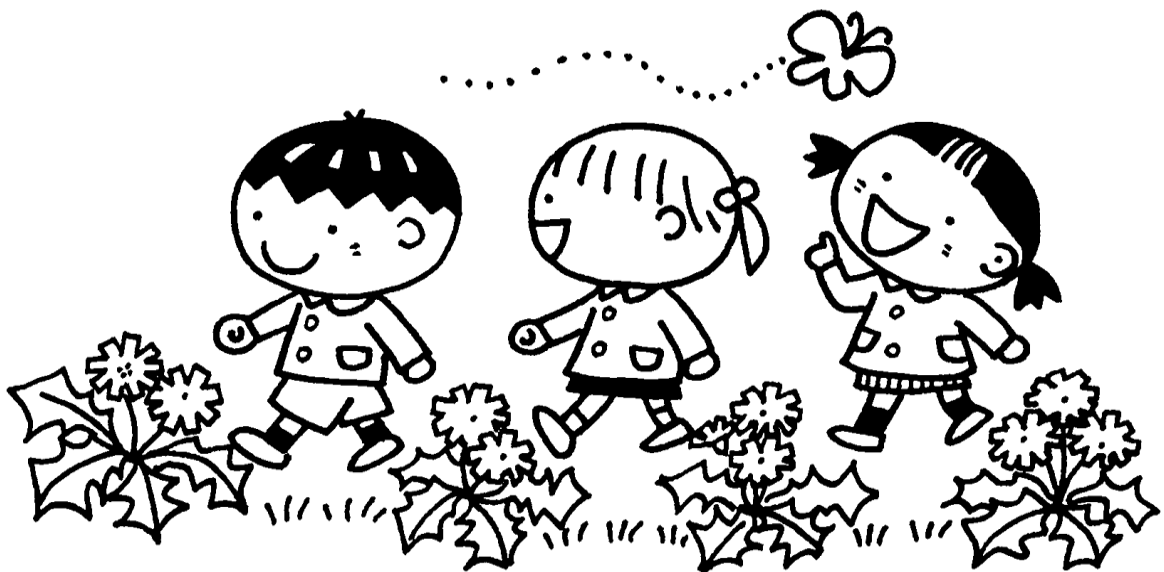
【利用調整の方法】

- 保護者それぞれについて調整指数を求め、それを合算し、家庭の状況に応じて補正指数を加算減算したものを当該児童の点数として、点数の高い順に入所決定を行います。同点数の場合は、優先項目順に優先順位を判断します。
- 入所定員に空きがある場合や高い点数であっても、施設の状況や申込数により入所できないことや希望された施設に入所できないことがあります。
- 保育が必要な理由が2つ以上ある場合は、主たる要件を基準指数とします。

利用者負担額

給食費

その他



8. 利用者負担額等(保育料・給食費)について

- 保育所等を利用する子どもで小学校就学前の3年間の保育料は無料となります。
- 公立施設・私立施設・民間施設ともに、算定基準及び利用者負担額は同じです。
- 利用者負担額（保育料等）の算定について

○原則として父母の町民税所得割課税額を合算した額を基準に、町が定める「利用者負担額基準額表」に照らして、階層区分を認定します。

○令和7年1月1日または令和7年1月1日時点での住所地の課税情報を参照します。

○保育料は、子どもと生計同一の父母（祖父母が生計の主宰者と認められる場合は祖父母）の令和7年度および令和8年度の町民税所得割課税額により決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

令和7年度町民税所得割課税額を基準
(令和6年中の所得による)

令和8年度町民税所得割課税額を基準
(令和7年中の所得による)

○利用者負担額の算定における町民税所得割課税額は、調整控除を除く、税額控除（寄付金控除「ふるさと納税」等や住宅借入金等特別税額控除等）を適用する前の金額です。

○保育料は、園の運営等に必要ですので、毎月指定する期日までに納入してください。

なお、保育料の滞納が続いた場合は、法に基づき勤務先等の照会のうえ、給料、預貯金、不動産等の財産のほか、児童手当を差し押さえます。

○所得の修正による税額変更や、結婚・離婚などで世帯状況が変更となった場合、または、障害者手帳の交付を受けた場合等、保育料が変わることがありますので、必ず子ども支援課までご連絡ください。なお、保育料の変更は、原則として事実の判明した月の翌月からです。

○離婚していても入所児童と同居している場合や生計を同一にしている場合、別居していても戸籍上の入所児童の親権者である場合は、父母の税額を合算のうえ保育料を算定します。

○資料提出がない場合や、税申告されていない方など課税状況が判明しない場合は、利用者負担（保育料等）を最高額で決定させていただきます。必ず税申告をお願いします。

○保育料以外に、各園では、保護者会費・教材費等別途徴収しています。園や年齢により金額は異なります。

◆利用者負担額等(保育料)の減免について

● 兄弟姉妹同時入園の場合の減免について

・ 町民税所得割額が 5 7, 7 0 0 円以上9 7, 0 0 0 円未満の世帯で保育園児の兄弟姉妹が、2 人以上同時に保育所等に入園している場合は、2 人目の利用者負担額が基準額の半額、3 人目以降の利用者負担額が免除（0 円）になります。

● ひとり親世帯・障がい者手帳等をお持ちの方がおられる世帯に対する減免について

・ ひとり親世帯・障がいがある方（障害者手帳等をお持ちの方）がおられる世帯のうち、町民税所得割額が 7 7, 1 0 1 円未満の世帯の場合は、利用者負担額の減免を受けることができます。

・ 1 9 ページ、日野町利用者負担額基準表（ ）内の金額は減免を適用した場合の額になります。2 人目以降は無料となります。

・ 障がい者手帳等をお持ちの方は、減免対象となる可能性があるため、該当する場合は手帳の写しをご提出ください。

● 多子世帯に対する減免について

・ 町民税所得割課税額が 5 7, 7 0 0 円未満の世帯の場合は、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉（年齢制限なし）がいる場合、第 2 子は半額、3 人目以降は無料となります。

・ 町民税所得割課税額が 5 7, 0 0 0 円以上9 7, 0 0 0 円未満の世帯の場合は、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉（年齢制限なし）がいる場合、3 人目以降は無料となります。

◆日野町利用者負担額基準表(保育の利用)について

(単位：円)

階 層	区分		3 歳未満児		3 歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯		0	0	0	
2	町 民 税 所 得 割 課 税 額	非課税世帯（均等割含め非課税）	0	0		
3		48,600円未満	15,000 (4,000)	14,800 (3,950)		
4		48,600円以上72,800円未満	20,000 (8,000)	19,700 (7,900)		
5		72,800円以上77,101円未満	25,000 (8,000)	24,600 (7,900)		
		77,101円以上97,000円未満	25,000	24,600		
6		97,000円以上133,000円未満	32,000	31,500		
7		133,000円以上169,000円未満	38,000	37,400		
8		169,000円以上235,000円未満	45,000	44,300		
9		235,000円以上301,000円未満	52,000	51,200		
10		301,000円以上349,000円未満	60,000	59,000		
11		349,000円以上397,000円未満	70,000	68,900		
12		397,000円以上	80,000	78,700		

◆給食費について(3～5歳児のみ)

● 幼稚園・認定こども園（短時間部）

- 幼児教育に係る保育料は無料となります。（ただし、給食費(副食費)は必要です。）
- 月額 3,600円 給食費（副食費）
 - ※ 8月分の徴収はありません。（年額 月3,600円×11か月＝39,600円）
 - ※ 3歳児は4月から7月分は上記と異なります。
- 給食費（副食費）免除対象について
 - ・ 町民税所得割課税額は77,101円未満の世帯
- 多子世帯に対する給食費（副食費）免除について
 - ・ 保護者と生計を同一とする入園児の兄・姉が小学校3年生までの範囲内に2人以上いる場合、3人目以降のお子様にかかる給食費は無料となります。
 - ・ 町民税所得割課税額が77,101円以上97,000円未満の世帯の場合は、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉（年齢制限なし）がいる場合、3人目以降は無料となります。

● 保育園・認定こども園（長時間部）

- 幼児教育に係る保育料は無料となります。（ただし、給食費(副食費)は必要です。）
- 月額 4,100円 給食費（副食費）（おやつ代含む）
- 給食費（副食費）免除について
 - ・ 町民税所得割課税額は57,700円未満の世帯
 - ・ ひとり親世帯・障がいがある方（障害者手帳等をお持ちの方）がおられる世帯のうち、町民税所得割課税額が77,101円未満世帯の場合は、利用者負担額の減免を受けることができます。
 - ・ 保護者と生計を一にする入園児の兄・姉（年齢制限なし）がいる場合、3人目以降は無料となります。

◆利用者負担額(保育料・給食費)の納付について

●保育料（0～2歳児）について

○公立園・私立保育園の場合

保育料を日野町に納付していただきます。

原則として、利用者負担額の納付は各種公金と同様に「口座振替」としています。

○地域型保育事業（小規模保育施設）の場合

利用される施設等に直接納付していただきます。

納付方法については施設に確認してください。

●給食費（3～5歳児）について

○公立幼稚園、こども園、保育園の場合

給食費を日野町に納付していただきます。

原則として、利用者負担額の納付は各種公金と同様に「口座振替」としています。

○私立保育園の場合

利用される施設等に直接納付していただきます。

納付方法については施設に確認してください。

◆利用者費負担額（保育料等）の滞納

保育料を滞納した場合は、滞納処分（差押など）の対象となりますのでご注意ください。

9. 各園徴収金について

下記表の金額は年間予定徴収額（令和7年度徴収額に基づく）を参考までに記載していますが、年度や年齢別等により金額が異なることがあります。

（単位：円）

園名	保護者会費 (PTA会費)	教材費 (絵本代含む)	新学期用品代	制服代 (帽子・スモック ショートパンツ等)	その他
日野幼稚園	4,800	11,600	8,000	5,750	950
西大路幼稚園	6,000	11,400	8,000	5,850	—
南比都佐幼稚園	5,400	11,400	8,000	6,000	800
必佐幼稚園	5,400	11,520	8,000	5,750	—
あおぞら園	3,000	11,520	8,000	5,850	—
こばと園	3,000	11,520	8,000	5,850	—
わらべ保育園	3,000	—	5,600	3,600	600
第二わらべ保育園	3,000	—	5,000	3,000	600
桜谷こども園	3,000	11,520	8,000	5,600	—
みらいしゃくなげ保育園	—	—	510	1,330	3,600 (2歳児のみ)

10. 施設マップ

